



® 平成30年 4 月 26 日 (木)

No. 14677 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [160] (1)

☆知財高裁開廷一覧..... (12)

☆4月26日はWorld IP Dayです!..... (12)

弁理士の眼

160

登録意匠「箸の持ち方矯正具」無効審決取消請求事件

ー知財高裁平成29(行ケ)10181.平成30年2月26日(4部)判決<請求棄却>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

[キーワード] 意匠の創作容易性(意匠法3条2項)、
意匠の類似(同法3条1項3号)、引用意匠(外
国発行公報掲載の図面)

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(株式会社ナカノ)は、平成21年8月21日、意匠に係る物品を「箸の持ち方矯正具」とする別紙1本件意匠図面記載の形態の意匠(以下「本件意匠」という。)の出願をし、平成23年1月7日に意匠権の設定登録を受けた(意匠登録第1406731号。甲6。以下「本件意匠登録」という。)



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤英彦*
弁理士 竹内直樹*
副所長 松田美幸子*
弁理士

副所長 森下八郎*
弁理士 白井あゆみ
弁理士 吉田博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

(2) 原告(株式会社ケイジェイシー)は、平成28年11月18日、本件意匠登録に対する無効審判を請求し、特許庁は、これを無効2016-880025号事件として審理した。

(3) 特許庁は、平成29年8月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし、同年9月1日、その謄本が原告に送達された。

(4) 原告は、同月29日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書(写し)のとおりである。要するに、本件意匠は、下記ア、イの引用例に記載された意匠(順に、「引用意匠1」、「引用意匠2」という。)に基づいて当業者が容易に創作できた意匠に該当するとはいえないから、意匠法3条2項により本件意匠登録を無効とすることはできない、というものである。

ア 引用例1：特許国際公開公報、国際公開番号WO2006/004290A1(別紙2引用意匠図面。甲1図6。2006年1月12日公開。)

イ 引用例2：中国実用新型專利説明書、公告番号CN200980547Y(甲2。2007年11月28日公告。)

(2) 本件審決は、その前提として、本件意匠及び引用意匠1について、以下のとおり認定した。

ア 本件意匠

意匠に係る物品は、「箸の持ち方矯正具」である。本物品は、2つの部品からなり、2本一対の箸のそれぞれに挿入して取り付け、一方の部品に人差し指、もう一方の部品に薬指を挿入して、箸の持ち方を矯正するための器具として使用するものであり、箸に適宜着脱して使用するものである。

本件意匠の形態は、以下の(あ)ないし(か)のとおりである。

なお、2つの部品のうち、願書に添付された図面中【持ち方矯正具を取り付けた箸を持った状態の参考斜視図】において、薬指を

挿入している方の部品、つまり正投影図法による一組の図において、図の表示を【箸の持ち方矯正具のもう一方の正面図】等としている方を、以下「構成部品A」といい、人差し指を挿入している方の部品、つまり正投影図法による一組の図において、図の表示を【箸の持ち方矯正具の片方の正面図】等としている方を、以下「構成部品B」という。

(あ) 全体の基本的な構成態様について、どちらの部品も、箸に挿入する筒状体(以下「取付部」という。)と指を挿入する環状体(以下「リング部」という。)からなり、取付部の外周にリング部を立設させて結合したものである。

(い) 取付部の全体形状について、どちらの部品も、全長が幅よりも少し長い、やや肉厚の略正四角筒状体としたものである。

(う) リング部の全体形状について、どちらの部品も、周側面を細幅帯状とする、やや肉厚の略円環状体としたものである。

(え) リング部の直径の大きさについて、どちらの部品も、取付部の幅の約2倍としたものである。

(お) 取付部とリング部との結合部の態様について、どちらの部品も、リング部の外側が取付部にめり込むような態様としたものである。

(か) 取付部に対するリング部の向きについて、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方が、取付部の孔の中心線の方と直交する向きとし、構成部品Bは、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものである。

イ 引用意匠1

引用例1図6の「スプーンとフォークの機能を提供し、容易に持つこと及び取り扱うことができる箸」に取り付けられる、符号15及び17cからなる親指用の部品(引用意匠1a)と、符号13及び17aからなる人差し指用の部品(引用意匠1b)は、引用例1図6の箸の製造工程において棒に取り付けられ、当